

ももこ保育園

感染症における園児の登園について

インフルエンザ、コロナウイルス感染症

左記については、浦添市指定様式になります。浦添市の登園基準に従います。

※麻疹（はしか）

- ・風疹
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・結核
- ・百日咳
- ・腸管出血性大腸菌感染症（O157等）
- ・急性出血性結膜炎
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

左記の感染症については、子どもの病状が回復し、かかりつけ医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には「意見書（医師記入）」の提出をお願いします。

- ・溶連菌感染症
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
- ・ヘルパンギーナ
- ・RSウイルス感染症
- ・带状疱疹
- ・突発性発疹症※咽頭結膜熱
- ・ヒトメタニューモウイルス感染症
- ・咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）
- ・流行性角結膜炎（アデノウイルス由来）

・左記の感染症については、登園のめやすを参考にし、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園できるようご配慮下さい。

※保育所は乳幼児が集団で長時間生活する場です。集団での感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活することが大切です。

医師意見書とは・・・

医師意見書対象の感染症に罹患した場合、他のお子様への感染を防ぐために、園に「医師意見書」を提出していただきます。医師意見書が登園許可書となります。園で用意している様式に従って、かかりつけ医の先生より記入していただき、再登園時にお持ち下さい。

登園届とは・・・

医師の診断を受けた感染症について、医師意見書提出の必要がなく、各種症状が回復し登園が可能となった際に記入していただきます。

インフルエンザ回復届出書（保護者記入）

（ A 型 ・ B 型 ）

保育所（園）・こども園名 _____

児 童 名 _____ 平成・令和 年 月 日生（ ）歳

受 診 日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0 日 目	発症後 1 日 目	発症後 2 日 目	発症後 3 日 目	発症後 4 日 目	発症後 5 日 目	発 症 後 6 日 目	発 症 後 7 日 目	発 症 後 8 日 目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9 日 目	発症後 10 日 目	発症後 11 日 目	発症後 12 日 目	発症後 13 日 目	発 症 後 14 日 目	発 症 後 15 日 目	発 症 後 16 日 目	発 症 後 17 日 目
月 日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

☐ 必ず休まなければならない期間（6日間）

＊ 一日2回以上の検温を行ってください。（朝・夕の2回の検温記録）

（ ）保育所（園）長・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し体調が回復しましたので
登園（所）させます。

令和 年 月 日

保護者名

保護者の方へ

※ 医師意見書の提出は不要ですが、上記内容をご理解の上での登園をお願い致します。

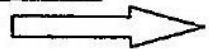
※登園の判断基準につきましては、別表「インフルエンザ出席停止期間早見表」をご確認ください。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)



新型コロナウイルス感染症 回復届出書（保護者記入）

施設名 _____ 園（所）

児童名 _____ 平成・令和 年 月 日生（ ）歳

受診日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名 _____

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
月 日 (曜)	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
体 温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体 温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	発症日 9日目	発症後 10日目	※発症後5日かつ、症状軽快後1日経過していることが登園（所） の目安となります。						
月 日 (曜)	/	/	※日数は、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、翌日から換 算します。						
	()	()							
体 温 (朝)	℃	℃	※症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が回復 傾向にあることをいいます。						
体 温 (夕)	℃	℃	※ 医師意見書の提出は不要ですが、 上記内容をご理解の上での登園をお願い致します。						

※ 必ず休まなければならない期間（6日間）

※一日2回以上の検温を行ってください。（朝・夕の2回の検温記録）

（ ）保育所（園）・こども園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快して1日を経過しましたので
登園（所）させます。

令和 年 月 日
保護者名

意見書（医師記入）

施設長 殿

入所児童名

年 月 日 生

該当疾患に☑をお願いします

チェック	病 名	登所のめやす
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹がなくなるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺・あご下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸炎感染症 (O157、O26、O111等)	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師において伝染の恐れがないと認められるまで

* 第3種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善がみられた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復しかかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの「意見書」を保育所に提出してください。

＜保護者用＞

登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

登 園 届 (保護者記入)

施設長 殿

入所児童名

年 月 日 生

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

該当疾患に☑をお願いします

チェック	病 名	感染しやすい時期	登所のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	解熱していること。抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので、注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	症状が安定し、全身状態が良いこと
	咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス)		主症状が消失した後、2日を経過するまで
	流行性角結膜炎		主要症状が消失するまで

* 第3種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

医療機関名 (令和 年 月 日受診)

において現状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

令和 年 月 日より登園いたします。

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。